

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に
関する議定書の説明書

外
務
省

目次

ページ

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
二 議定書の内容	一
1 一般規定(第一節)	一
2 個別規定(第二節)	二
3 英国の表(第三節)	四
4 最終規定(第四節)	四
5 附属書	四
三 議定書に関連して締結された二国間の行政取極	一七
四 議定書の実施のための国内措置	一八
(参考)	一九

一 概説

1 議定書の成立経緯

平成三十年（二千十八年）十二月に我が国について効力を生じた環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）については、令和三年（二千二十一年）二月にグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）がCPTPPへの加入を要請したことを受け、同年六月に英国の加入に係る作業部会が設置され、我が国を含むCPTPPの締約国と英国との間でCPTPPへの英国の加入条件等について交渉を行ってきた。その結果、CPTPPへの英国の加入に関する議定書の案文について最終的合意をみるに至ったので、令和五年（二千二十三年）七月十六日にオークランド（ニュージーランド）及びバンダルスリプガワン（ブルネイ）において、CPTPPの締約国及び英国の各国代表者によりこの議定書の署名が行われた。我が国については、後藤経済再生担当大臣がオークランドにおいてこの議定書に署名した。

2 議定書締結の意義

この議定書は、CPTPPへの英国の加入のための条件等について定めるものである。この議定書の締結は、CPTPPの締約国と英国との間の自由貿易、開かれたかつ競争的な市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合の促進に資するとともに、我が国を含む環太平洋地域、そして同地域を越えて世界全体の貿易及び経済の更なる成長及び発展並びに法の支配に基づく自由で公正な経済秩序の構築に寄与するとの見地から有意義であると認められる。さらに、我が国にとってグローバルな戦略的パートナーであり、重要な貿易及び投資の相手国である英国との二国間関係が一層緊密化することが期待される。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、本文二十三箇条及び末文並びに議定書の不可分の一部を成す附属書から成っている。それらの概要は、次のとおりである。

1 一般規定（第一節）

英国は議定書が効力を生ずる時にCPTPPの締約国となること、議定書（附属書及び注を含む。）はCPTPPの不可分の一部を成すこと等を定める（第一条）。

2 個別規定（第二節）

- (一) CPTPPに組み込まれた環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP」という。）第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連して、英国についての用語の一般的定義及び英国についてCPTPPが適用される地理的範囲について定める（第二条）。
- (二) TPP第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）に関連して、締約国による英国に対する関税の引下げに関しては、議定書の附属書Aに別段の定めがある場合を除くほか、二千十八年を一年目としてTPPの附属書二D（関税に係る約束）の各国の関税率表に従って実施すること、英国による締約国に対する関税の引下げに関しては、二千二十三年を一年目として議定書の附属書二Dの定めるところに従って実施すること等を定める（第三条）。
- (三) TPP第六章（貿易上の救済）に関連して、英国によるガンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島に関する経過的セーフガード措置に係る調査の実施の態様等について定める（第四条）。
- (四) TPP第八章（貿易の技術的障害）に関連して、英国政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続は、中央政府の強制規格、任意規格又は適合性評価手続とみなすことを定めるとともに、ワインのラベルにおける表示に関するTPPの規定をグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定の規定に基づく英国の義務に反する態様で適用することを要求するものと解してはならないことを定める（第五条）。
- (五) TPP第九章（投資）に関連して、同章第B節（投資家と国との間の紛争解決）の規定による紛争に関する文書の英国における送達先について定めるとともに、TPPの附属書九―Hの規定の適用上、英国の国内法（国家安全保障及び投資に関する法律（二千二十一年）及び企業法（二千二年）第三部）に基づく合併又は取得の可否に関する決定は、同章第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならないことを定める（第六条）。
- (六) TPP第十章（国境を越えるサービスの貿易）に関連して、TPP第十・二条（適用範囲）2(b)及び附属書十一B（急送便サービス）の規定の適用上、急送便サービスに含まれない英国についてのサービスについて定める（第七条）。
- (七) TPP第十一章（金融サービス）に関連して、TPP第十一・六条（国境を越える貿易）1及び附属書十一A（国境を越える貿易）の規定の適用上、英国について記載する金融サービス等について定める（第八条）。

- (八) TPP第十二章(ビジネス関係者の一時的な入国)に関連して、同章の規定に基づく締約国の義務及び約束は、英国のビジネス関係者(英国が国際関係について責任を有する領域に居住する英国のビジネス関係者を含む。)について適用すること等を定める(第九条)。
- (九) TPP第十五章(政府調達)に関連して、締約国は、議定書の附属書Cにおいて、TPPの附属書十五-Aの自国の表の規定に関連する英国についての追加の情報を特定することができることを定める(第十条)。
- (十) TPP第十七章(国有企業及び指定独占企業)に関連して、TPP第十七・九条(締約国別の附属書)2及び附属書十七-D(地方の国有企業及び指定独占企業についての適用)の規定の適用上、英国の地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び英国の地方政府が指定する指定独占企業について適用しない義務並びに英国についての「地方政府」の定義について定める(第十条)。
- (十一) TPP第二十章(環境)に関連して、TPP第二十・一条(定義)の規定の適用上、英国についての「法律又は規則」の定義等について定める(第十二条)。
- (十二) TPP第二十六章(透明性及び腐敗行為の防止)に関連して、英国政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則は、中央政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則とみなすことを定めるとともに、TPPの附属書二十六-A(医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施)の規定の適用上、英国についての「国の保健医療当局」の定義について定める(第十三条)。
- (十三) TPP第二十八章(紛争解決)に関連して、議定書の締結に関連して二以上の締約国が締結する文書についてTPP第二十八・三条(適用範囲)3の規定を適用することを定める(第十四条)。
- (十四) TPP第二十九章(例外及び一般規定)に関連して、TPP第二十九・四条(租税に係る課税措置)の規定の適用における英国についての「指定当局」の定義及びCPTPPとウィンザー枠組みとの関係について定める(第十五条)。
- (十五) TPPの附属書II及び附属書IIIに関連して、各締約国の表における特定の留保事項の規定の適用上、「この協定の効力発生日」とは、英国については「この議定書の効力発生日」をいうことを定める(第十六条)。

(六) 英国がA P E Cの参加エコノミーでない限り、T P Pの一部のA P E C関連規定は、英国については適用しないこと等を定める（第十七条）。

3 英国の表（第三節）

議定書の附属書二―D、附属書十二―A、附属書十五―A、附属書I、附属書II及び附属書IIIは、T P Pにおいて対応する附属書の英国の表の規定を定める（第十八条）。

4 最終規定（第四節）

(一) 英国は、議定書の署名の日の後十二箇月の間に、議定書を受け入れることを示す加入書を寄託者に寄託することを定める（第十九条）。

(二) 各締約国は、議定書の効力発生のための関係する国内法上の手続を完了したときは、書面により寄託者に通報することを定める（第二十条）。

(三) 議定書の効力発生について定める（第二十一条）。

(四) 議定書の原本は寄託者に寄託すること、寄託者は議定書（改正を含む。）の認証謄本を各締約国及び英国に速やかに提供すること等を定める（第二十二条）。

(五) 議定書は、英語、スペイン語及びフランス語をひとしく正文とすること並びにこれらの本文の間に相違がある場合には、英語の本文によることを定める（第二十三条）。

5 附属書

締約国の表

(一) 議定書第三条の規定に基づき、英国に対する締約国別の関税に係る約束（注）について定める（附属書A）。

（注） 次の(1)から(5)までに記載する関税上の特惠待遇又はその調整は、オーストラリア、カナダ、チリ、日本国又はメキシコが他の全て又は一部の締約国に対して適用する関税上の特惠待遇とは異なるものである。

(1) 英国に対するオーストラリアの関税率表

この関税率表の表一に定める九十四品目（チーズ、鉄鋼及び鉄鋼製品）の関税については、十回又は十一回の毎年均等な引下げにより撤廃する。

(2) 英国に対するカナダの関税率表

この関税率表の表一に定める六品目（牛肉及び子牛肉）の関税については、英国のみに対する国別関税割当てを設定する。

(3) 英国に対するチリの関税率表

この関税率表の表一に定める四十一品目（小麦、小麦粉及び砂糖類）の関税については、英国とチリとの間の連合を設立するための協定に定めるものと同様の譲許を適用し、この関税率表の表二に定める百二十七品目（鶏肉、乳製品、肉の調整品、砂糖菓子等）の関税については、議定書の発効時に関税を撤廃し、又は八回の毎年均等な引下げにより撤廃する。

(4) 英国についての日本国の関税率表の調整

CPTPP及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英包括的経済連携協定」という。）における英国からの原産品に対する農産品セーフガード措置（競走馬についての農産品セーフガード措置を除く。）をとるための条件及び規定に関する調整について定める。

(ア) TPPの附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B―1（農産品セーフガード措置）（以下「付録B―1」という。）第B節（牛肉についての農産品セーフガード措置）から第G節（オレンジ（生鮮のものに限る。））についての農産品セーフガード措置）までに定める各品目についての農産品セーフガード措置を英国からの原産農産品に対してとるための条件及び規定について、次の追加的な規定（注）を適用する（第A節）。

（注） 次の(i)及び(ii)に記載する追加的な規定は、英国からのCPTPPに基づく原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとるための条件及び規定についてのみ適用されるものであり、他の締約国からのCPTPPに基づく原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとるための条件及び規定については、追加的な規定なく付録B―1の規定が引き続き適用される。

(i) 日本国は、次の条件を満たす場合にも、英国からの原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

- a 牛肉、豚肉（付録B―1に定める基準価格よりも低い価格で輸入されるものに限る。）、ホエイのたんぱく質濃縮物、ホエイ粉及びオレンジ（生鮮のものに限る。）に関し、他の全ての締約国及び英国からのCPTTPに基づく原産農産品並びに英国からの日英包括的経済連携協定に基づく原産品の各年（ただし、オレンジ（生鮮のものに限る。）については、各会計年度の十二月一日から三月三十一日までの期間とする。）における輸入数量の合計が、付録B―1に定める各品目についてのセーフガードの発動水準を超えること。
- b 牛肉に関し、十一年目から十五年目までの各年について、四半期における他の全ての締約国及び英国からのCPTTPに基づく原産農産品並びに英国からの日英包括的経済連携協定に基づく原産品の輸入数量の合計が、付録B―1に定める四半期のセーフガードの発動数量を超えること。
- (ii) 豚肉（付録B―1に定める基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるものに限る。）及び豚肉調製品に関し、英国からのCPTTPに基づく原産農産品の輸入数量の合計が付録B―1に定める各品目についての各年のセーフガードの発動水準を超えるかどうかを決定するに当たり、英国からの日英包括的経済連携協定に基づく原産品の輸入数量の合計を、英国からのCPTTPに基づく原産農産品の輸入数量の合計に算入する。
- (4) 日英包括的経済連携協定の附属書二―A（関税の撤廃及び削減）第三編（日本国による関税の撤廃及び削減）第C節（農産品セーフガード措置）第二款（牛肉についての農産品セーフガード措置）から第七款（オレンジ（生鮮のものに限る。）についての農産品セーフガード措置）までに定める各品目についての農産品セーフガード措置に関し、その適用の条件が満たされるかどうかを決定するに当たり、英国からのCPTTPに基づく原産農産品の輸入数量の合計を、英国からの日英包括的経済連携協定に基づく原産品の輸入数量の合計に算入する（第B節）。
- (5) 英国に対するメキシコの関税率表
- この関税率表の表に定める七十二品目（乳製品、パーム油、砂糖類、自動車等）の関税については、次のいずれかの譲許を適用する。
- (7) 議定書の発効時に撤廃する。

- (イ) 現行の C P T P P においてオーストラリア、ブルネイ、カナダ、日本国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール又はベトナムに対して設定されている国別関税割当てについて英国に対してもアクセスを付与する。
 - (ウ) 世界貿易機関設立協定に基づく関税率を適用する。
- (二) 議定書第九条の規定に基づき、英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束について定める（附属書 B）。
- T P P の附属書十二 A のビジネス関係者の一時的な入国に関するカナダの約束表に規定する約束に加え、英国のビジネス関係者に関するカナダの補足的な約束として、次のとおり定める。
- (1) 企業内転勤者の専門家に係る約束の適用を英国にも拡大する。
 - (2) 自由職業家及び技術者に関し、六十一分野における専門的な職業について、英国のビジネス関係者の一時的な入国を許可する。
- (三) 議定書第十条の規定に基づき、T P P の附属書十五 A に関する英国についての締約国別の追加の情報について定める（附属書 C）。
- (1) オーストラリアの表
オーストラリアは、T P P の附属書十五 A の自国の表の第 B 節（地方政府の機関）に規定する条件等に従い、一部の締約国のみが適用対象となっている同節に掲げる地方の機関の適用範囲に英国も含める。
 - (2) 日本国の表
日本国は、英国の地方政府の機関及びその他の機関が日本国の供給者等に対して T P P 第十五・十九条（国内の審査）の規定を適用しない場合には、日本国の同一の種類別の機関による落札に関し、英国の供給者等について同条の規定を適用しないことができる。
 - (3) メキシコの表
メキシコは、T P P の附属書十五 A の自国の表の第 G 節（一般的注釈）の経過規定を英国に適用しない。また、メキシコ

は、同節の一部の規定の適用上、二千二十年十二月十五日に作成されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国とメキシコ合衆国との間の貿易継続協定に組み込まれた附属書XI（二千三年三月二十三日付けの欧州共同体・メキシコ合同委員会の決定第二・二〇〇〇号）の規定と同様の規定を英国に適用する。

英国の表

(四) 英国の関税率表について定める（附属書二―D）。

(1) 概要及び対象品目

品目数では、全九千四百九十四品目のうち、日本国からの原産品について、議定書の発効時に関税を撤廃するものは九千五百二品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは四百三十三品目、その他のもの（関税の引下げ又は実行最恵国税率）は九品目になる。

分野別では、日本国からの原産品に関しては、農林水産品では二千七百三十一品目のうち、九品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ又は実行最恵国税率の各分類で対応する。農林水産品以外の六百七十三品目の全ての品目については関税を撤廃する。

(2) 主要品目ごとの概要（注1）

（注1） 次の表において、品目については、日英包括的経済連携協定の合意内容よりも優位な譲許が付与されている品目又は近年の我が国から英国への輸入実績及び動向に鑑みて我が国として重要視するその他の品目等について記載する。

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
酒類	—	ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（十年目）
たばこ	—	即時関税撤廃
牛の肉	一二％に百キログラムにつき一四	即時関税撤廃

			魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）		七ポンドを加えたもの、一二％に百キログラムにつき二五三ポンドを加えたもの等	ほとんどもは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（五年目）
			茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	〇％、二％		即時関税撤廃
		米 （精米を含む。）		千キログラムにつき二五ポンド、千キログラムにつき二二ポンド等		即時関税撤廃、段階的関税撤廃（五年目又は八年目）又は実行最恵国税率（注2）
		穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） （米粉を含む。）		千キログラムにつき八二ポンド、千キログラムにつき一一五ポンド等		即時関税撤廃
		穀物を含む調製食料品等 （パック御飯等を含む。）		四％に百キログラムにつき三八ポンドを加えたもの、八％に百キログラムにつき三八ポンドを加えたもの等		ほとんどもは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（五年目）
	インク類			〇％、六％		即時関税撤廃
プラスチック製品（プラス				六％		ほとんどもは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃（六年

		チック製の運搬用又は包装用の箱、ケース等)		
		建機用タイヤ	四%	即時関税撤廃
		チタン及びその製品	四%、六%	即時関税撤廃
		エンジン及びエンジン関連部品	〇%、二%、四%、六%	即時関税撤廃
		ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン	〇%	即時関税撤廃
		ブルドーザー等	〇%	即時関税撤廃
		蓄電池	〇%、二%	即時関税撤廃
		モニター(テレビジョン受像機を有しないものに限るものとし、自動データ処理機械(パソコン)に直接接続することができ、かつ、その使用のために設計されたもの及び陰極線管(ブラウン管)モニターを除く。)	一四%	ほとんどは即時関税撤廃、一部は段階的関税撤廃(五年目)
	乗用自動車		四%、一〇%	段階的関税撤廃(五年目)
	自動車部品		二%、三%、四%、四・五%	即時関税撤廃

(注2) 米(精米を含む。)の関税撤廃等の内容については、品目別に次のとおりである。

もみ及び玄米については即時関税撤廃

短・中粒種の精米については即時関税撤廃、半精米等については段階的関税撤廃(八年目)

長粒種の精米については実行最恵国税率

碎米については段階的関税撤廃(五年目)

- (3) 牛肉(ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ又はペルーからの原産品)、豚肉及び鶏肉(ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ペルー、シンガポール又はベトナムからの原産品)、米(ベトナム、ブルネイ、チリ、マレーシア又はペルーからの原産品)、砂糖(ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、ペルー、シンガポール又はベトナムからの原産品)、バナナ(ペルー又はメキシコからの原産品)等計百二十七品目について、英国がCPTPPに基づき運用する関税割当てについて定める(付録A)。

(五) ビジネス関係者の一時的な入国に関する英国の約束表について定める(附属書十二-A)。

- (1) 設立を目的とした商用訪問者
いずれの十二箇月においても九十日を超えない期間の一時的な入国
商用訪問者
- (2) 企業内転勤者
いずれの十二箇月においても九十日を超えない期間の一時的な入国
企業内転勤者
- (3) 三年を超えない期間の一時的な入国
契約に基づくサービス提供者
- (4) 国際法及び外国法に関する法的な助言サービス等二十二分野において十二箇月を超えない期間又は契約期間のうちいずれか短い期間の一時的な入国
独立の自由職業家
- (5) 独立の自由職業家

国際法及び外国法に関する法的な助言サービス等十二分野において十二箇月を超えない期間又は契約期間のうちいずれか短い期間の一時的な入国

(6) 投資家

十二箇月を超えない期間の一時的な入国

(7) 企業内転勤者のパートナー及び被扶養者である子

当該企業内転勤者と同じの期間の一時的な入国

(六) 政府調達に関する英国の表について定める（附属書十五―A）。

(1) 中央政府の機関（第A節）

(ア) 基準額

物品及びサービス 十三万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

(イ) 機関の表

法務総裁府、内閣府、慈善委員会、クラウン・エステート、検察庁、教育省、保健社会省、運輸省、内務省、国防省等の中央政府の機関

(2) 地方政府の機関（第B節）

(ア) 基準額

物品及びサービス 二十万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

(イ) 機関の表

人口が十五万人以上の自治体（アバディーン市議会、アバディーンシャー議会等の機関）、県議会（ケンブリッジシャー、カンブリア等の機関）、合同行政機構（ケンブリッジシャー・ピーターバラ合同行政機構、大マンチェスター合同行政機構等

の機関)、大ロンドン庁及び公法によって規律される機関(安全衛生委員会等の機関又は公立学校等の区分)

(3) その他の機関(第C節)

(ア) 基準額

物品及びサービス 四十万特別引出権

建設サービス 五百万特別引出権

(イ) 機関の表

飲料水の生産・運送・分配に関連する機関(スコットランド水道公社等)、発電・送電・配電に関連する機関(千九百八十九年電気法第六条に基づく免許を取得した者等)、空港施設に関連する機関(ハイランズ・アンド・アイランズ空港会社等)、海上又は内陸の港その他のターミナル施設に関連する機関(千九百六十四年港湾法第五十七条が意味する港湾当局等)、都市鉄道、路面電車、トロリーバス又はバスサービスの分野における契約機関(ロンドン地下鉄会社等)、鉄道サービスの分野における契約機関(ネットワークレール等)

(4) 物品(第D節)

(1)から(3)までに掲げる機関が調達する全ての物品。ただし、国防省及び防衛又は安全保障の活動のための機関に関しては、塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰、セメント、鉱石、スラグ、灰等の物品の調達についてのみ適用する。

(5) サービス(第E節)

(1)から(3)までに掲げる機関が調達する保守及び修理のサービス、陸上運送サービス(装甲車による運送サービス及びクレーン・サービスを含み、郵便の運送を除く。)、旅客及び貨物の航空運送サービス(郵便の運送を除く。)、郵便の陸上運送(鉄道及び空輸を除く。)、電気通信サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、経理、会計監査及び簿記のサービス、市場調査及び世論調査のサービス、経営相談サービス及び関連のサービス、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス等のサービス

(6) 建設サービス及び公共事業に関する特別の許可に係る契約(第F節)

(1)から(3)までに掲げる機関が調達する国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全ての建設サービス並びに建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約。ただし、建設・運営・移転に係る契約及び公共事業に関する特別の許可に係る契約に関しては、(1)又は(2)に掲げる機関による一部の調達については、TPP第十五章（政府調達）の一部の規定を適用しない。

(7) 一般的注釈（第G節）

農業支援計画及び食糧配給計画（緊急支援を含む食糧援助等）の促進のために生産される農産品に関する調達等を適用除外としている。

(8) 基準額の調整方式（第H節）

基準額の価額は、国際通貨基金により月例の国際金融統計において公表される特別引出権に対する換算率に基づき、二年ごとに英国スターリング・ポンド建てで計算する。

(9) 調達に関する情報（第I節）

TPP第十五章（政府調達）の規定の対象となる調達に関する法令、判決等の報告書（ウェブサイト又は書面）及び同章の規定により必要とされる公示（ウェブサイト）

(10) 経過措置（第J節）

なし。

- (七) 投資に関するTPP第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十条（特定措置の履行要求）若しくは第九・十一条（経営幹部及び取締役会）の規定又は国境を越えるサービスの貿易に関するTPP第十・三条（内国民待遇）から第十・六条（現地における拠点）までのいずれかの規定により課される義務に適合しない英国の現行の措置について定める。留保事項には、「分野」、「小分野」、「産業分類」、「関連する義務」、「政府の段階」、「措置」及び「概要」の各事項が記載される。（附属書I）

次に掲げる分野において十一項目の留保を付する。

全ての分野（買収又は合併に関連する約束又は履行の強制）

自由職業サービス（法律サービス）

自由職業サービス（弁理士サービス）

自由職業サービス（獣医サービス）

事業サービス（航空に関する賃貸サービス）

事業サービス（航空に関するその他の事業サービス）

通信サービス（郵便サービス及びクーリエ・サービス）

運送サービス（航空運送の補助的なサービス）

運送サービス（全ての形態の運送の支援サービス）

運送サービス（水上運送の補助的なサービス）

エネルギー関連事業（鉱業及び採石業）

(八) 投資に関するT P P 第九・四条（内国民待遇）、第九・五条（最恵国待遇）、第九・十条（特定措置の履行要求）若しくは第

九・十一条（経営幹部及び取締役会）の規定又は国境を越えるサービスの貿易に関するT P P 第十・三条（内国民待遇）から第

十・六条（現地における拠点）までのいずれかの規定により課される義務に適合しない英国の現行の措置を維持し、又は新たな若

しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野、小分野又は活動について定める。留保事項には、「分野」、「小分野」、

「産業分類」、「関連する義務」、「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載される。（附属書II）

次に掲げる分野において二十七項目の留保を付する。

全ての分野（公益事業）

全ての分野（議定書の効力発生の日に効力を有し、又は当該日前に署名された他の協定等に基づき各国に対して与える異なる待遇等）

全ての分野（競争法令に基づく措置）

防衛

全ての分野（自然人の存在を通じて提供されるサービス）

全ての分野（居住資産の売買又は譲渡に関する租税に係る課税措置）

社会事業サービス

自由職業サービス（法律サービス）

自由職業サービス（監査サービス）

自由職業サービス（保健に関連する自由職業サービス）

自由職業サービス（医薬品及び医療・整形外科用品の小売サービス並びに薬剤師が提供するその他のサービス）

事業サービス（回収代行サービス及び信用調査サービス）

事業サービス（職業紹介サービス）

事業サービス（調査サービス）

事業サービス（その他の事業サービス（鉄道運送設備、船舶、航空機等の保守及び修理等））

全ての分野（音響映像サービス）

教育サービス

保健及び社会事業サービス（(1)保健サービス（病院、救急車及び住民保健サービス）、(2)保健及び社会事業サービス（年金保険を含む。）、(3)社会事業サービス（年金保険を含む。））

保健、社会事業及び教育サービス（既存の公的企業又は政府機関の持分又は資産の売却、移転又は処分）
 娯楽、文化及びスポーツのサービス（図書館その他の文化サービス、賭博サービス及び興行サービス）

運送サービス（水上運送サービス及び水上運送の補助的なサービス（(1)海上運送及び船舶により実施されるその他全ての商業活動、(2)海上運送の補助的なサービス、(3)内水運送及び内水運送の補助的なサービス））

運送サービス（鉄道運送サービス）

運送サービス（道路運送サービス）

運送サービス（航空運送及び航空運送の補助的なサービス（(1)宇宙輸送及び宇宙船の賃貸、(2)航空交通の管理及び管制、(3)航空サービス））

漁業、養殖業及び漁業に付随するサービス

取水、浄水及び配水

エネルギー生産及び関連事業

- (九) 金融サービスに関する T P P 第十一・三条（内国民待遇）から第十一・六条（国境を越える貿易）まで及び第十一・九条（経営幹部及び取締役会）のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない英国の現行の措置について第 A 節において定めるとともに、英国がこれらの条のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動について第 B 節において定める。第 A 節の留保事項には「分野」、「小分野」、「関連する義務」、「政府の段階」、「措置」及び「概要」の各事項が記載され、第 B 節の留保事項には「分野」、「小分野」、「関連する義務」、「政府の段階」、「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載される。（附属書 III）
- (1) 義務に適合しない現行の措置（第 A 節）

次に掲げる分野において一項目の留保を付する。

銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）（投資ファンドの資産の預託機関及び特別管理会社に係る現地法人及び事業所の設立義務）

- (2) 義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる分野等（第 B 節）
- 次に掲げる分野において一項目の留保を付する。

金融サービス（締約国又は非締約国の領域から英国の領域への金融サービスの提供について、議定書が英国について効力を生ずる日の後に署名され、又は効力を有する国際投資協定等に係る最恵国待遇）

三 議定書に関連して締結された二国間の行政取極

この議定書に関連して、国際約束を構成する文書として、T P P第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府と英国政府との間の交換公文が締結されている。その概要は、次のとおりである。

T P P第十八・三十八条（猶予期間）の規定の英国への適用上、英国は、同条の規定に適合する猶予期間に関して国際的な場における調和を促進するよう努め、その結果、同条の規定と実質的に同一の規定であって同条の規定に反しないものを組み込むために、欧州特許の付与に関する条約及び必要に応じてストラスブール特許条約の改正の採択を促進するよう努めること、並びに同条の規定は、これらの条約の改正が英国について効力を生じた日の後に、英国について適用することを定める。また、英国は、これらの条約の改正が英国について効力を生じた場合には、この議定書が効力を生じているC P T P Pの締約国に速やかに通報すること、並びにこれらの条約の改正が効力を生ずるまでの間、英国が欧州特許機構その他の国際的な場における猶予期間の規定の調和及び採択を促進するために直前の十二箇月の期間においてとった具体的な措置に関する報告書を、この議定書が英国について効力を生じた日から一年を経過する日ごとに、この議定書が効力を生じているC P T P Pの締約国に提出すること等を定める。

四 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 令和五年(二千二十三年)七月十六日 オークランド(ニュージーランド)及びバンドルスリブガワン(ブルネイ)において作成

2 効力発生 令和五年(二千二十三年)九月一日現在 未発効(1)英国が加入書を寄託者に寄託した日又はCPTPPの全ての締約国が国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報した日のいずれか遅い日の後六十日で効力を生ずる。(2)ただし、議定書の署名の日から十五箇月の期間内に(1)に従って議定書が効力を生じなかった場合において、(ア)英国が加入書を寄託者に寄託した日又は(イ)少なくとも六の締約国が国内法上の手続を完了した旨を寄託者に通報した日のいずれか遅い日の後六十日で英国及び当該締約国について効力を生じ、議定書の署名の日から十五箇月の期間内に(ア)及び(イ)に掲げる日がいずれも到来する場合には、当該期間の満了後六十日で英国及び当該締約国について効力を生ずる。)

3 署名国 十二箇国

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、英国、ベトナム

4 締約国 令和五年(二千二十三年)九月一日現在 なし

